平成２３年（フ）第２２９０号
名古屋市瑞穂区船原町１丁目６番地の16
債務者　珈琲倶楽部おはようこと　牧野　靖子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
佐賀県唐津市町田４丁目４番18号
債務者　松尾　貴子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第５１号
熊本県荒尾市万田236番地１
債務者　澤村　裕美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６２号
熊本県荒尾市東屋形４丁目11番地２
債務者　浦濱　富子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１９１２号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―1210号　みなと荘
債務者　久野ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２号
山口県下関市東向山町12番17号
債務者　林田　祐美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番20―206号
債務者　内田　雄大
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６９号
福岡県中間市長津２丁目４番26号
債務者　大村　　猛
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８５号
北九州市八幡西区藤田１丁目２番27―503号
債務者　岡嶋　冨生
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０２号
北九州市八幡西区楠木１丁目２番11号　201号
債務者　坂口　礼子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４９号
鹿児島県志布志市志布志町帖3923番地１　平和第２サンキハイツＦ―１、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町田之浦2166番地
債務者　中原　信吾
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1806番地１　フレーズＢ101号、前住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2619番地１
債務者　武　真理子（旧姓杉山・緒方）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
鹿児島県曽於市大隅町月野7363番地３　中野住宅
債務者　萩元　貴司
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
熊本市沼山津３丁目３番６号　２階
債務者　石坂　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５５９号
熊本市島崎５丁目25番２―104号
債務者　阿津坂秀昭
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７９号
熊本県宇城市小川町北新田656番地
債務者　井本　和美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５９０号
熊本市水道町２番７―701号
債務者　平野　仁望
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部